社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048
東京都千代田区神田司町 2 丁目 4-2 小山ビル 5F
電話：03-3526-4277　　FAX：03-3526-4276
担当：見目

平成25年度より創設・変更予定の助成金

平成 25 年 4 月 1 日より、助成金の変更・統廃合が予定されています。
今回のあおぞらレターは、主な助成金について、これら変更等のポイントをご案内します。

1．日本再生人材育成支援事業で奨励金が創設（奨励金のうち２つを抜粋してご案内）

＜対象となる事業主＞

・健康、環境、農林漁業分野等の事業（※）を行い、人材育成のために職業訓練計画等（※※）を作成し訓練を実施した事業主
※情報通信、医療・介護、建設業の一部、製造業の一部などを含む
※※奨励金の対象となる計画には、各奨励金毎に要件あり（内容、期間、Off-JT のみ、OJT と Off-JT の組み合わせ等）

助成金の名称	対象労働者	支給額	その他
非正規雇用労働者育成奨励金	派遣・パート等非正規労働者	例）【中小企業の場合】対象となる一般職業訓練（Off-JT）を行った場合に次の額を支給 ・賃金：800 円/1 時間の助成 ・訓練にかかる経費：1 人あたり 30 万円を上限として支給	・事前に、職業訓練計画等を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要がある ・計画期間終了後に支給申請する
正規雇用労働者育成奨励金	正社員等	対象の職業訓練（Off-JT）にかかる経費について 20 万円/1 人（500 万円/年度）を上限として支給	

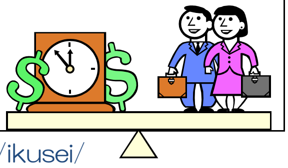

詳細はこちら⇒http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/

2．その他変更や統廃合等が予定されている助成金・・・一部抜粋

助成金の名称	助成金の概要	変更点及び統廃合
雇用調整助成金	●景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために、労働者に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、かかった休業手当などの一部を助成	●変更点 ・助成率が　大企業　：　休業手当相当額等の 2/3 ⇒ 1/2 中小企業：　休業手当相当額等の 4/5 ⇒ 2/3　等に変更 ・円高の影響を受けた事業主に対する特例が終了（H25.3.31） ●中小企業向けの「中小企業緊急雇用安定助成金」が「雇用調整助成金」に統廃合
試行雇用奨励金	●ハローワーク紹介により 45 歳以上の中高年齢者や母子家庭の母等の就職困難者を一定期間トライアル雇用した場合に助成	●「若年者試行雇用奨励金」「中高年齢者試行雇用奨励金」等、労働者の種類ごとにあった助成金が「試行雇用奨励金」に統廃合
中小企業労働環境向上助成金	●雇用管理責任者を選任し、雇用管理改善について新たに制度を導入した成長分野等の中小企業事業主等に対して助成・	●「中小企業人材確保推進事業助成金」や「介護労働環境向上助成金」が「中小企業労働環境向上助成金」に統廃合

詳細はこちら⇒http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/130214-1.pdf

助成金の統廃合で、申請様式の変更の可能性があるため、注意しましょう

【平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止される助成金】
・中小企業定年引上げ等奨励金　・両立支援助成金（中小企業子育て支援助成金部分）
・中小企業基盤人材確保助成金　・派遣労働者雇用安定化特別奨励金（※）･･･派遣労働者を直接雇用した場合
※当初、平成 28 年 3 月 31 日まで予定されていましたが、平成 25 年 3 月 31 日まで期間短縮されています

～今後も国会の予算成立状況により、統廃合や内容変更の可能性があります～

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL．03-3526-4277